

議案第24号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第 4 条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>職員が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第 1 項の規定に基づき都道府県対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）から県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第 4 条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(3) 前項第6号の業務 1,500円 (緊急に行われた措置に係る

作業であって、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認め

る業務に従事した場合にあっては、4,000円) を超えない範囲

内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

略	
第3号ウの業務	第3号アの業務 第3号イの業務
第6号の業務	第1号の業務 第2号の業務 第4号エの業務 第5号の業務

1,500円 (緊急に行われた措置に係る

作業であって、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認め

る業務に従事した場合にあっては、4,000円) を超えない範囲

内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

略	
第3号ウの業務	第3号アの業務 第3号イの業務

(併給禁止)

第26条 略

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

略

有害物等取扱手当

防疫等業務手当（第4条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号の業務に係るものに限る。）

略

(併給禁止)

第26条 略

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

略

有害物等取扱手当

防疫等業務手当（第4条第1項第1号から第3号まで及び第5号の業務に係るものに限る。）

略

附 則

1～3 略

附 則

1～3 略

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例)

4 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第

1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コ

ロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第4条の規定は適用しない。

5 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行

	<p>う業務その他人事委員会がこれに準ずると認めると業務に従事した<u>場合</u>にあつては、<u>4,000円</u>とする。</p>
<p>(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p><u>(21) 防疫等業務手当</u></p> <p>(水上警戒業務手当)</p> <p>第24条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(水上警戒業務手当)</p> <p>第24条 略</p>

(防疫等業務手当)

第25条 防疫等業務手当は、職員が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項の規定に基づく都道府県対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）から県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額とする。

(併給禁止)

(併給禁止)

第26条 略

第25条 略

<p>(委任)</p> <p><u>第26条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の支給)</u></p> <p>8. <u>職員が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第27条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p>
--	--

9. 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。